

平成十三年政令第三百八十八号

不正競争防止法施行令

内閣は、不正競争防止法（平成五年法律第四十  
七号）第十一條第二項第三号の規定に基づき、こ  
の政令を制定する。

（技術上の秘密の内容）

第一条 不正競争防止法（以下「法」という。）

第五条の二第一項の政令で定める情報は、情報  
の評価又は分析の方法（生産方法に該当するも  
のを除く。）とする。

（技術上の秘密を使用したことが明らかな行為  
（外国公務員等で政令で定める者））

第二条 法第五条の二第一項の政令で定める行為  
は、法第二条第一項第十号に規定する技術上の  
秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に  
該当するものを含む。）に係るものに限る。）を  
使用して評価し、又は分析する役務の提供とす  
る。

（外国公務員等で政令で定める者）

第三条 法第十八条第二項第三号の政令で定める  
者は、次に掲げる事業者（同号に規定する事業  
者を除く。）であつてその事業の遂行に当たり  
外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付  
与されているものの事務に従事する者とする。

一一又は二以上の外国の政府又は地方公共團  
体により、総株主の議決権の百分の五十を超  
える議決権を直接に保有している事業者

二 株主総会において決議すべき事項の全部又  
は一部について、外国の政府又は地方公共團  
体が、当該決議に係る許可、認可、承認、同  
意その他これらに類する行為をしなければそ  
の効力が生じない事業者又は当該決議の効力  
を失わせることができる事業者

三 一又は二以上の外国の政府、地方公共団体  
又は公的事業者により、発行済株式のうち議  
決権のある株式の総数若しくは出資の金額の  
総額の百分の五十を超える当該株式の数若し  
くは出資の金額を直接に所有され、若しくは  
総株主の議決権の百分の五十を超える議決権  
を直接に保有され、又は役員（取締役、監査  
役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外  
の者で事業の経営に従事しているものをい  
う。次項において同じ。）の過半数を任命さ  
れ若しくは指名されている事業者（第一号に  
掲げる事業者を除く。）

前項第三号に規定する「公的事業者」とは、  
法第十八条第二項第三号に規定する事業者並び  
に前項第一号及び第二号に掲げる事業者をい

う。この場合において、一又は二以上の外国の  
政府、地方公共団体又は公的事業者により、発  
行済株式のうち議決権のある株式の総数若しく  
は出資の金額の総額の百分の五十を超える当該  
株式の数若しくは出資の金額の百分の五十を超  
え、若しくは総株主の議決権の百分の五十を超  
える議決権を直接に保有され、又は役員の過半  
数を任命され若しくは指名されている事業者  
は、公的事業者とみなす。

附 則

この政令は、不正競争防止法の一部を改正す  
る法律（平成十三年法律第八十一号）の施行の  
日（平成十三年十二月二十五日）から施行す  
る。

附 則（平成三十一年九月七日政令第二五  
一号）

この政令は、平成三十一年十一月一日から施行  
する。（施行期日）

附 則（平成三十一年九月七日政令第二五  
二号）

この政令は、平成三十一年十一月一日から施行  
する。（施行期日）

附 則（平成三十一年九月七日政令第二五  
三号）

この政令による改正後の不正競争防止法施行  
令第一条及び第二条の規定は、この政令の施行  
前に不正競争防止法第二条第一項第四号、第五  
号又は第八号に規定する行為（同条第六項に規  
定する営業秘密を取得する行為に限る。）があ  
った場合における当該営業秘密を取得する行為  
をした者については、適用しない。

附 則（令和五年一月二九日政令第三  
三八号）抄

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正  
する法律の施行の日（令和六年四月一日）から  
施行する。

2  
前項第三号に規定する「公的事業者」とは、  
法第十八条第二項第三号に規定する事業者並び  
に前項第一号及び第二号に掲げる事業者をい